

【環境林務部関係：質問項目】

1. 騒音規制法等の市町村への権限移譲について
2. 霧島市永水地区ゴルフ場跡地開発について（陳情）
3. エコパークかごしまについて
4. 県産材の利用促進について
5. 大規模畜産経営に係る畜産公害防止について
6. 特用林産物の振興について

【質問本文】

1. 騒音規制法等の市町村への権限移譲について

■ 質問（しもづる）

議案第一一三号について伺います。

まず、今回、騒音規制法並びに水質汚濁防止法、そして悪臭防止法に関する事務を権限移譲するという議案なのですが、それぞれ今回移譲する市町村を含めて移譲数がどれぐらいに上るのか。三つの法律それぞれについて示してください。

□ 答弁（環境保全課長）

今回移譲いたします騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、それから振動規制法、環境基本法に基づく事務ですけれども、今回初めて町村に対しまして移譲をするということでございます。水質汚濁防止法につきましては、市に対する移譲ということになりますけれども、この市町が初めてでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。今回初めて移譲をするということなのですが、今回移譲に際して、移譲先である市町村からどういう経緯で移譲を求めてきたのかというのを教えていただきたいと思います。

と申しますのが、これらの法律に関しては、当然、環境基準があるわけですが、その環境基準が適用される地域というのも、移譲するところに関して従前は県が指定するというつくりになっているかと思えます。逆に言えば、例えば移譲先がそれを外してしまうと、規制の対象から外してしまうということも可能なんじゃないかなと思ひまして、どういう経緯、意図で移譲を申し込んできたのか。把握されている限りで教えていただきたいと思ひます。

□ 答弁（環境保全課長）

市町村への権限移譲につきましては、住民に最も身近な基礎自治体であります市町村が充実をして、

県と相互に補い合いながら住民の方々の生活環境の向上にともに取り組んでいくことが不可欠でございます。県におきましては、市町村に対しまして、地域の実情に応じてそれぞれのニーズに合った権限・財源の移譲を進めることが必要であると考えているところでございます。このため、県におきましては、権限移譲プログラムを策定いたしまして、住民に身近な事務は可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましいという基本的な考え方のもとで、市町村への権限移譲を積極的に進めているところでございます。

権限移譲プログラムにつきましては、意欲のある市町村に権限移譲をする。また市町村のニーズに合った権限移譲をするということで策定をしております、市町村におかれましても、意欲的にその法令に基づいた事務を行いたいということで、今回御希望をされて県との協議が整い、今回、五法令十七事務について移譲するものでございます。

また、騒音規制法、それから悪臭防止法、振動規制法、環境基本法に基づく事務につきましては、昨年の四月一日付で第二次一括法が施行されました。これに伴いまして、今回、町に移譲する事務につきましては、全ての市に法令上、既に移譲されているということでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。

一応確認なんです、今回移譲先の市町村からは、例えばこの規制を外したいだとか、そういう申し出は来ているわけではないということですよ。

□ 答弁（環境保全課長）

そのとおりでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。ありがとうございます。

以上です。

## 2. 霧島市永水地区ゴルフ場跡地開発について（陳情）

■ 質問（しもづる）

十二月五日に工期延長に係る変更施工計画書が提出されたということですが、まず、変更内容を教えていただきたいというのと、そして、これに関して変更施工計画書上の工期はいつまでになっているのかということをお教えください。

□ 答弁（森づくり推進課長）

調整池が三カ所ございます。そのうちのA調整池につきまして、九月二十日に変更施工計画書が出さ

れまして、当時、年内に完了する計画でございましたけれども、今回、工期を二十六年三月まで延長するという変更施工計画書が提出されたところでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

これに関する県の監督等について伺いたいんですが、今、年内に完成する予定が来年三月になったと、これは前々から住民の方等に伺いますと、やはりどうしても雨がたくさん降る梅雨時期、そして台風シーズンの前に完成させてほしいという強い思いがあると思うんですね。二十六年三月という変更施工計画書になっているわけですが、果たして二十六年三月にちゃんと完成するものなのかということが非常に気になるところです。

そこで、今この施工状況を監督する側の県として、現実的に二十六年三月というのが可能なものなのかどうかということをお教えください。

#### □ 答弁（森づくり推進課長）

調整池が三カ所ございまして、A調整池につきまして来年三月、残りの二カ所を含めると二十六年十一月が調整池の完了期限というような形になっております。それで、今、A調整池につきましては、残りの主な工事が地盤改良工法とコンクリートマット工法が残っております。これらの工法につきましては、地盤改良工法、これは地盤を改良してやるものですから、水かえでございまして、地盤の土砂とセメントを混ぜるわけですが、専門機械の調達等の都合から、どうしても年明けでないと施工ができなくなったというようなことでございます。

それと、コンクリートマット工法につきましては、地盤改良が終わってからその上に乗せかけるような形になるものですから、どうしても工程的にその後にならざるを得ないというようなことで、三月まで工期を延期したというようなことでございます。

#### ■ 取扱意見（しもづる）

五〇一六号及び五〇二七号は採択をお願いいたします。

以下、理由を申し上げます。

これらの陳情は、防災施設を完成させなかった場合において、林地開発許可の取り消し並びに県土地利用対策要綱九条規定の非協力者に対する措置条項の実施を求めるものであります。

防災施設を完成させなかった場合においては、これら法令の要件に該当すること、そしてこの問題が少なくとも平成八年以降停止しており、十六年、十七年の長きにわたって下流住民の洪水の危険というのが放置されていることに鑑みれば、あくまで過程条件であります。完成させなかった場合に、法令に規定された林地開発許可の取り消し等を行わせることは当然であると考えますので、採択をお願いいたします。

### 3. エコパークかごしまについて

## ■ 質問（しもづる）

私から、まず、エコパークかごしまについて二点伺います。

一点目は、完成予定が当初より延びているわけですが、それでは最終的にいつ完成するのかというのが一点。

そして、二点目は、私はたびたび申し上げておりますけれども、完成後の運営費試算について、廃棄物の受け入れの際の料金を幾らに設定して、そしてその結果、経営がどうなるのか。その試算について現在どのようになっているのか、この二点をお伺いいたします。

## □ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

エコパークかごしまの完成予定等の質問でございました。

エコパークかごしまにつきましては、平成二十六年九月の完成を目指しているところでございます。

それから、運営の見通しについてでございますけれども、さきの九月の議会のとき委員会でも御説明申し上げましたように、現在、事業主体であります県環境整備公社におきまして、維持管理や運営に係る基本的な事項を整理する中で、処分場の整備や維持管理、運営に要する費用を初め、他県の公共関与による管理型処分場の料金なども参考にして、引き続き検討されているところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

完成予定についてはわかりました。試算について再度質問いたしますが、もともと平成二十五年度中の完成予定であったわけですし、工事が遅延して延びるといのはいろいろな要因があつていたし方ない面があるかと思いますが、運営費試算に関しては早急に出せるんじゃないかなと思つているんですね。特に、もともと平成二十五年中完成予定だったものですから、それで、以前この委員会でも完成のおおむね半年前に試算を出したいという答弁があつたと思つています。その中で、二十六年九月完成予定とするならば、二十六年三月には必ず試算を出すべきだと思つていますが、それについてのお考えを示してください。

## □ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

まず運営費の試算ということでございますけれども、現在、県環境整備公社におきまして、他県の事例などを参考にいたしまして、維持管理内容を定めます維持管理に関するマニュアル、これは環境保全協定にも規定してございますけれども、これを検討しているところでございます。

運営費につきましては、この内容などに基づいて見通しを立てるということになってまいります。

このマニュアルなんでございますけれども、これは地元自治会などとその作成に当たって協議することになっております。したがいまして、現段階では、この場で、その中身について申し上げるところがない段階でございます。

それから、さきの六月議会でございましたか、この運営の見通し等につきまして、いつぐらいに一定のものが出せるのかということで、委員のほうから半年前というお話ございました。私のほうからは数カ月前にはということ申し上げておりまして、またその期日につきましては、はっきりはしていない

ところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

私自身は、試算を早急に出すべきであるということを申し上げてきているわけです。その理由は、これは平成二十三年度の予特でも申し上げましたけれども、他県の同様の公共関与型の処分場で、いざ完成したら当初の試算よりも相当経営が悪くなって、恐らく数億円、数十億円単位での税金の追加投入が見込まれるという事例が複数存在していることから申し上げているんですね。試算をつくっていたところですら試算が外れて大幅な赤字が出る。赤字が出たら将来的には当然税金投入になります。そういう状況にもなるにもかかわらず、じゃ、試算がないところはそもそもどうなるんだというところを私は非常に危惧しているんですね。工事自体がおくれているというのはさまざまな要因があるのでわかります。試算をつくる際には、おおむね大きく分けて二つですね。収入面で、例えば処分費を幾らで設定したらどれぐらいの廃棄物が入ってきてどれだけの収入がある。逆に支出の面ですね、どういう管理をしてどういうところにお金がかかってと、これは両方というのは工期延長に影響をほぼ受けない部分ではないかと思うんですね。

先ほど申し上げました、もともとは今年度中に完成が予定されていたものであると、であれば、確かに全体の工期は延びているかもしれないけれども、試算の作成というのはそれに引きづられるものではないはずなんです。ではなぜ、私も結構譲歩しているところがあって、本当であれば、今すぐ出すべきだということを言いたいんですが、工期も延びていて、支出の面でいろいろ考えなければいけないところもあるでしょうから、運営管理で、申し上げているんですが、それも二十六年九月完成、三月に出せない、出すということを確約できないというのはどういうことなのかと思うんですね。

これまで定例会のたびに、この委員会のたびにどうなっていますかと尋ねています。そのたびに整備公社のほうで検討していますというお答えなんですが、その検討内容も全然見えませんし、いつまでに出すという確約がもらえない状況では、本当に検討しているのかどうかということすら私としては疑って見ざるを得ない状況であります。

そこで再度伺いますが、この試算をいつまでに出すのか。もしそれを確約できないのであれば、今どういう状況なのかということをつまびらかにしていただきたいなと思いますが、お考えをお聞かせください。

## □ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

この試算につきましてですけれども、さきの委員会でもお話し申し上げましたように、平成二十一年度に策定しました公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場基本設計というのがございますけれども、この中で施設概要、それから概算費用などについて調査を行っておりまして、概算ではございますけれども、採算性について検討した上で現在の整備を進めているというところでございます。いつ示せるかということにつきましては、現段階ではちょっとこの場でまだ申し上げるものはないところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

当然このエコパークも税金を使ってつくるものです。そして、どこに使うかと言えば二つありますね。まず、つくるときの初期費用、これについては見えているからいいんです。問題は、運営していく際に幾ら追加費用がかかるかということなんですね。もしこれが初期費用だけであると、運営開始したら全部受け入れる廃棄物の処分費用、業者さんからもらう代金で賄えますよという約束をいただけるんだったら、それはそれでいいんですけれども、場合によっては、それで賄え切れないという場合もありますよね。その場合は当然税金の支出になりますと。

私がなぜ、この試算をやかましく申し上げているかといいますと、果たしてエコパークは幾らかかるものなのか、トータルでですよ、初期費用だけじゃなくて、トータルで幾らかかるものなのか。トータルで県民の税金を幾ら突っ込むのか。トータルで県民一人当たり幾らの負担をするのかということが見えないと、我々県議会議員の側としてもそれに対して審議ができないんですよ。トータルのコストが見えないと、幾ら使っていていいですよ、幾らまでなら使っていていいですよということをですね。それを稼働半年前の段階で明らかにできないというのは、正直理由がわからないんですね。

例えば、今まで委員会で答弁いただいています、試算を行うに関しては収入の面で、例えば、廃棄物の処理業者さんとかに、幾らだったらどれぐらい持ってきますかと、幾ら超えたら県外に持っていっちゃいますかとか、そういうことをヒアリングしたり、逆に支出の面で、こういう施設をつくるのであれば、これぐらい廃棄物が入ってくれば、これだけの運営コストが必要ですよという試算を積み上げると思いますが、それってもう今の段階でできるんじゃないかなと思うんですね。私がこの話をし出してから、たしか一番最初に議会でこの話を申し上げたのが平成二十四年三月の予特だったと思いますので、それからもう一年半以上経過していると、一年半もあればこれぐらいのことってできると思うんですよ。

それであれば、逆に伺いたいのが、例えば二十六年三月、半年前の段階で出せないとするならば、その出せない理由、詳細に言えば、試算をつくる際にその時点で試算を出すことの障害になっている事由を教えてくださいと思います。もしその事由が明らかになるのであれば、当局の側も議員の側もお互い知恵を出し合って、じゃ、その障害を取り除くためにどういうことができるかなということを考えられると思いますので、試算を作成し公表するに当たって障害となっている事由をお答えください。

## □ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

申しわけございません。繰り返しになりまして恐縮なんですけど、現段階ではその内容について申し上げられるものがないところでございます。ただ、半年前にもう出せませんということで申し上げているわけではございませんが、まだそこはいつ出せるかということがはっきりしないものですから。

## ■ 質問（しもづる）

今、いつ出せるかははっきりしないと、つまり、試算がそこまで完成するか約束できないというお答えだと思いますが、私はその理由を聞いているんです。今までで本来であれば今すぐここに出していた

だきたいものなんですね。それが半年後であって、三カ月後の三月であってでもできないというのであれば、その理由を示していただきたいという趣旨の質問なんです。それまでに試算がつくれませんか。それはこうこうこういう理由によるものですかということをお互い知恵を出し合っでできると思うので、その試算を二十六年三月に出せない阻害事由、理由を教えてください。

#### □ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

先ほども少しお話し申し上げたんですけれども、現在、維持管理に関するマニュアル、維持管理計画でございますけど、こちらのほうを検討しているところでございます。その内容としましては、支出ということで運営経費というのがございまして、それから収入のほうで国庫補助金等でございます。国庫補助金につきましては、まだ確定はしていない。今年度、要望額に対しまして国からの交付決定額、公社に直接行きますけど、全額は来ていないところでございます。そこら辺もございまして、それがはっきり見えますのが、まだ見通しがわからないというところがございまして、先ほどお話し申し上げましたように維持管理に関するマニュアル、こちらのほうをまた地元の自治会と作成に当たって協議することになっておりますが、それを踏まえまして、その内容に基づく運営費というのを検討するということになってまいりますので、現在そこら辺がいつになるのかということをはっきり申し上げられないところでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

今、二つの理由が示されたかと思えます。一つは、収入面で国庫から入ってくるお金が確定しないということ、二つ目は、支出として維持管理計画を今、協議中で、それに係る経費が確定できないことという二つの理由が示されたかと思えます。

まず、一点目の収入に関してなんですけれども、試算というのは必ずしも一パターンを出すだけではありませんよね。数パターンの試算というのも可能ですよね。例えば国庫から入ってくるお金に限らず、処分代金を、例えば一万八千円にしたらこれだけ入ってきてトータルで幾らの収入がある。二万円にしたらどうなるかというパターン試算はできるはずなんですよね。もっと言うと、国庫補助金が確定しなければ試算が出せないとすれば、いつまでたっても出せないことになりまして、大体これぐらい見込んでいたというのを複数パターンつくれば出せる話だと思います。

そして二点目、支出のほう、維持管理計画がまだ未確定だということをお話しされてますが、再度になりますが、もともと既に当初計画であれば完成している施設ですよ。工期の延長はいろいろ現場の事情もおありかと思えますが、つくる施設の内容というのは工期が延長しようとも変わりがありません。であるならば、支出の側の維持管理、どういう維持管理をして、どういうふうにお金がかかっていくというのは本来であれば既にできているはずなんですよね。もう既に完成しているべきはずの施設ですから、それが今、完成していないということ自体おかしいと思えますし、じゃ、今、完成していないのであれば、急ピッチで作成するというのが当然の姿勢ではないかと思えます。

そこで、再度伺いますが、試算に関してパターン試算をつくるつもりはないのか。複数パターンですね、収入が幾つか考えられるのであれば。そして、維持管理計画について、再度のお尋ねになりますが、三月までにそれを確定させて、試算を確定させるつもりはないのかということをお答えください。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

パターン分けをした試算ということでございますけど、先ほどお話申し上げました基本設計の段階での試算と申しますのは、設計費を含めまして九十四億円の事業費をもとにしております。これをパターン分けして、そのときも検討しているんでございますけれども、料金が一万八千円、それから二万一千円、この場合は、大体収支が見合ってくるだろうというそのときの予想になっておりました。

現在、この管理型処分場の事業費につきましては、契約額でこれは設計費含めましてですけれども、九十六億四千九百二十万円になっております。したがって、その差は約二億五千万円ということになります。そこから辺からしまして、基本設計のときの試算、これの推計でいきますと、収支につきましては図れる見込みもあるかなということを進めておりますけれども、詳細につきましては、繰り返しになって恐縮ですが、なかなか今、現段階では、その細かいところは申し上げられないところです。

■ 質問（しもづる）

今、基本設計のときの一万八千円での試算でとんとんになるだろうということをおっしゃったんですが、ではなぜそれを出せないのかなという単純な疑問として思うんですね。それをその試算ベースで動くんだとしたら、それを出していただければいい話で、なぜ二十六年三月に出せないのかなというふうに思うんです。出すつもりがないのでしょうかから、堂々めぐりになるのでコメントで終わりますけれども、やはり税金を突っ込む話なので、トータルで幾らかかるのかというのが見えないと、いい悪いも言えないし、また県民の皆さんも考えようがないんですよ。この施設、このコストに見合うよね、見合わないよね。こういう改善点があるよねというところの知恵が出しようがないんですね、材料がないと。

本当に恐れるのが追加費用の発生なんですよ。他県で幾つもの事例がありますので、数億円、数十億円、想定よりも赤字になって、その結果最終的には税金負担になると。試算をつくっていても、一年前につくっているところですらそうなるかと、ましてや、もう一年切っている段階で試算できていません。いつ出すとも言えませんと言っているところがどうなるかと考えれば、考えるだけで恐ろしいんですね。今回はそれに関する予算、この委員会では今回は付託されていませんからここでやめておきますけれども、予算が出てきたときには、少なくともトータルの試算も示せないような予算に関しては、やはり厳しい目で見ざるを得ませんし、また今後しっかりと議論をしていきたいと思っております。

以上です。

4. 県産材の利用促進について

■ 質問（しもづる）



手短に二点伺います。

一点目は、県産材の利用促進について伺います。

たしか従前の制度ですと、かごしま緑の工務店と認証された工務店が県産材を使った場合に何らかの補助があったと記憶しておりますが、たしか今はその制度が、県産材だけではなくて国産材を使用した際にポイントを付与するという国の制度になったかと記憶しております。

そこで伺いたいののが、今かごしま緑の工務店というのはどういう仕組みになっている、どういう特徴があることになっているのかというのが一点。

二点目が、県産材に着目した補助制度というのを他県では維持している例も多く見られるんですが、**本県として県産材に着目した補助を廃止して、国産材のみにした政策判断の理由**、この二点を教えてください。

#### □ 答弁（かごしま材振興課長）

まず、一点目の緑の工務店に対する支援とか特徴の関係でございますが、委員おっしゃいますとおり、平成二十三年度にこの緑の工務店制度というのを立ち上げております。かごしま材を積極的に利用して家づくりを行う工務店を知事が登録するものでございまして、その登録制度とあわせまして二十三年度、二十四年度の二カ年間、緑の工務店が建築する一定の条件を満たした木造住宅に対して助成すると、そういう制度をやってまいりました。それで二十五年度から国のほうで一括して木材利用ポイント事業というものが始まったことから、その住宅助成については廃止したという経緯がございます。

それで、現在その緑の工務店に対する特典は何もないのかという話でございますけれども、この住宅助成だけではなくて、緑の工務店に対する支援措置というのは、平成二十三年度からそのほかにもやってきております。例えば、県がいろんなセミナーを行います。国の情報ですとか、新しい制度、そういったものに対する研修会なんかを行っておりますが、そういうものにはまずダイレクトメールで緑の工務店さんに参加いただいて新しい情報を提供する。

それから、緑の工務店が行います住宅の完成見学会、あるいは構造見学会、そういったものに対しましても二分の一を補助する制度を立ち上げてございまして、それについては本年度も継続いたしております。

それから、あと金融機関と連携いたしまして、金利優遇制度というのを立ち上げてございます。これにつきましても、緑の工務店が建築するかごしま木の家に対して金利優遇措置を講じるということになってございまして、住宅助成制度以外につきましても、緑の工務店に対しましていろんな支援制度を行っております、一緒になってかごしま材の利用拡大に努めているということでございます。

それから二点目、言われました県産材に対する特別な措置はないのかということでございますが、ただいま申し上げましたような取り組みを通じまして、住宅建設におけるかごしま材の利用拡大というのに取り組んでおります。

それから、これも申し上げさせていただきたいと思いますが、国が行っております木材利用ポイント

事業ですね、これは確かに、委員がおっしゃいますとおり、県産材に限った話ではなくて、国産材であればいいということになっておるわけですけれども、この制度の立ち上げにつきましても、県も一番早い段階からかかわっておりまして、利用する木材については、県産材をなるべく利用してくれるようにという要請をいろんな機会を通じてやっておるところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。

いろいろ予算の関係もあるとは思いますが、どうしても国産材ということになると他県の県産材との競争になるかと思えます。その中で、例えば鳥取とか広島とかその辺はまだ維持しているということもぜひ参考にしていただければと思うんですが、そこで一点伺いたいのが、県産材の高付加価値化ということで伺いたいと思います。

統計を見ますと、鹿児島県の県産材は、半分以上が合板やチップ材になるのに対して、隣県である宮崎や熊本は八割、七割、大分も含めて七割、八割、製材になると、合板やチップじゃなくてですね。やはり本県の林業従事者、後継者を確保して育成していくためには、やはり稼げる林業であることが必要であるかと思えます。

その中で、本県として県産材の高付加価値化に向けてどういう取り組みをしているのかということ概要でいいので教えてください。

## □ 答弁（かごしま材振興課長）

委員おっしゃいますとおり、平成二十四年度の本県の木材生産量六十八万八千立方ほどございます。そのうちの約六割が製材用で、四割はチップ用とかそういったものでございまして、隣県に比べますと、製材用材としての用途が非常に低いというのが特徴でございます。

その主な原因といたしまして、一つには、鹿児島県はこれまでどちらかというと間伐材主体でございました。お隣の宮崎県は、本県に比べまして林齢がちょっと高いということもございまして、主伐が多くを占めております。ですから、間伐材主体ということもありまして、製材用に向かない、いわゆる低資材が多かったというのがございます。

それからもう一点は、製材用として供給するための競争力ですね、鹿児島県の製材工場というのは数は非常に多いですけれども、非常に規模が小さい、そういった意味で他県に製材品の供給力といった面でこれまで劣っていたということもございまして、製材品としてのいわゆる利用が少なかったというのが原因じゃないかと思っております。

そういったことから、付加価値の高い製品の供給という話でございましたけれども、まずは製材品供給の競争力をつけることが非常に大事かと思っております。そういったことから、国の基金事業等を活用いたしまして、平成二十二年以降、製材工場の規模拡大ですとか、あるいは乾燥施設の整備、プレカット施設の整備、そういった製材品の供給力の強化対策ですね、そういったものに一生懸命取り組んでおるところでございます。

## 5. 大規模畜産経営に係る畜産公害防止について

### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。ぜひ戦略的に、より稼げる林業の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後にもう一点よろしいですか。

最後に、大規模畜産経営に係る畜産公害防止の観点から、それぞれのいろいろ起こり得る公害があるかと思いますが、それらについて県がどのような権限を有しているのかということを知りたいと思います。

本県は畜産県でもあります。大規模畜産経営に向かっていると、やはり畜産公害防止ということを考えていかなければならない、地域や環境と調和した畜産経営のあり方を考えていかなければならないと考えます。

その中で、例えば飼料工場や牛舎、豚舎とかがあったときに考えられる類型としまして、一つは悪臭ですね。もう一つは、例えば稲わらとかが粉じんとして周りに飛散してしまう。そして、ファンとかの騒音ですね、そしてまた排水関係の水質、さまざまな種類の起こり得る公害というのがあるかと思います。

そこで、悪臭、粉じん、騒音、排水、それぞれについて公害防止の観点から県がどのような権限を有し取り組むことができるものなのか。そして、できないものがあればそれも含めてお示しいただきたいと思えます。

### □ 答弁（環境保全課長）

畜産業等に係る環境問題への対応につきましては、庁内の関係課や出先の試験研究機関で構成をいたします家畜ふん尿排水対策連絡会議を設置しております。この中で、水質汚濁防止法等の関係法令、それから農政部が策定しておりますが、畜産関係保全対策指導指針に基づきまして情報交換・共有を図りますとともに、関係課が連携して立入検査を実施しているというところでございます。

畜産業に係る法令の適用関係でございます。

まず、悪臭と騒音につきましては、悪臭防止法、それから騒音規制法で規制されます。法に基づく全ての規制の権限につきましては、この二つの法律は全て市町村にございます。届け出の受理・審査、立入検査、騒音・悪臭の測定、改善命令等の行政処分等々でございます。

法令の適用の要件につきましては、事業場の設置場所が規制地域にあるかどうかという点、それと騒音につきましては、特定施設、一定規模以上の例えば空気圧縮機等の施設、これは十一施設が指定されておりますが、こういった施設があるかどうかにより法対象かどうかが決まるというものでございます。

市町村が法規制をするということから、県では法令の適正な運用につきまして市町村に助言いたしま

すとともに、毎年この法令につきまして、市町村の職員を対象に研修会を実施しているところでございます。

それから次に、粉じんにつきましては、大気汚染防止法で規制されます。法適用の要件につきましては、粉じん発生施設、これは土石の堆積場とかベルトコンベアなど五つの施設が対象となっておりますので、畜産業等については該当しないものと考えております。

次に、排出水でございますが、水質汚濁防止法で規制されます。法適用の要件につきましては、七十四の施設、七十四種類の業種が対象となっております。畜産業では、豚房面積、豚舎の面積ですけれども、これが五十平米以上、牛房施設、牛舎の面積が二百平米以上が対象となっているところでございます。

排水基準の適用につきましては、基本的には一日の排水量が五十トン以上が対象でございますが、設置場所でありませとか、規模によりまして異なっているものでございます。

委員のおっしゃいます飼料工場につきましては、動物性の原材料を使用する施設は対象となりますけれども、植物性の原材料を使用する施設につきましては対象外となっているところでございます。

現在、県内には排水基準適用の事業場が約八百五十事業場ございます。毎年約三百五十の事業場につきまして立入検査、採水、分析、いわゆる排水基準監視を実施し、違反した事業場には厳しい措置を行っているという状況でございます。通常は二年から三年に一回の立ち入り、採水となります。ただし過去に違反があったり、苦情があったり、規模を勘案して頻度を多くしている事業場もございます。このほか、市町村によりましては、公害防止条例を制定されている市町村もございます。これらの施設が規制対象となる場合も多うございます。

また、苦情のある施設につきましては、法令の適用の有無を問わず関係機関、市町村とともに立入検査を実施して法令の遵守の指導、それから法令が適用されない施設につきましては、改善の要請等をしているということでございます。

このように県といたしましては、地域環境と調和した畜産経営が図られますよう、市町村や関係機関と連携をして指導しているところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

これで最後にしますが、県から市町村への助言・指導について最後に伺いたいと思います。

今、御説明いただいたとおり、排水、水質汚濁防止法に関しては、対象施設が法定されており、立入検査等も県のほうで行うわけですが、片や騒音規制法ですとか、悪臭防止法に関しては法の規制の対象となる地域、もしくは施設については県が指定するものの、実際に改善命令を出したりするのは市町村のほうであるという仕組みになっているかと思えます。

その中で私が危惧しますのは、これから各市町村が自立した地域経済、そして経営を目指していく中

で、大規模なそういうところを呼んで来て地域おこしをすると、そこは大事だから市町村としてはある程度目こぼししてしまうと、そういうパターンが出てこないのかなというところを危惧するものであります。法律等を見ても改善命令を出すことができると、あくまでできるという規定なので、出さないということもできてしまう規定に読めるわけです。

そのときに、例えば明らかにこれは改善せんといかんよとか、県で定めた規制地域、規制対象の施設であって基準に違反しているけれども、市町村が改善命令を発動しないという場合に、県としてどういうふうな助言・指導をやっていくことができるものなのか、やっているものなのかということを教えてください。

#### □ 答弁（環境保全課長）

騒音規制法それから悪臭防止法、振動規制法につきましては、市町村の権限ということになっておりますので、県といたしましては、毎年、市町村の職員を対象に法の施行の仕方等につきまして、あるいは法の解釈の仕方等につきまして研修会を実施しているところでございます。それと同時に、測定方法等につきましても研修をしております、例えば騒音計を用いた騒音の測定であります。そういった研修もあわせて実施をして、規制基準と照らし合わせて、それが違反であれば法の手続に基づいて改善命令等の措置をするといったような手続についても説明しているというところでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。

やはり、地域住民、そして環境と調和がとれた畜産経営を目指して、今後とも県として関連法令の適正な運用・適用を目指して取り組んでいただければと思います。

以上です。

## 6. 特用林産物の振興について

#### ■ 質問（しもづる）

私からは特用林産物の振興について伺いたいと思います。

やはり林業に稼げる仕事をつくるという観点から、売れる産品をつくっていかなければならないなど思っているんですが、林業全体で見たときに全国的に生産規模が大体四千億円から四千五百億円だったと思いますが、うち半分の二千億円から二千五百億円が実は木材ではなく林産物のほうであります。その中で、特に今回シイタケとタケノコについて伺いたいんですが、高付加価値なものをつくるためにどういう取り組みをしているか伺いたいんですね。ただシイタケとタケノコに関しては、恐らく競争相手という状況が違うというふうに思っております。というのが、シイタケに関しては、本県の大体全国に占めるシェアが一・五%程度であるということ、そして、消費量のほとんどが既に国産であるということから、恐らく競争相手はほかの県の産地、そして東京とか大阪とかいう都心で他県のシイタケよりも売れるものをつくるという取り組みが必要になろうかと思っております。

一方で、タケノコのほうは、既に本県が全国第二位ですかね、そのシェアを持っておりまして、タケノコのほうは大半が輸入品であるという現状を踏まえれば、競争相手は輸入のタケノコよりも例えば当然値段は高くなると思います。高いものを売らんといかんのですが、これだけの値段を出してもやっぱり鹿児島のタケノコって安心・安全でいいよねと言ってもらえる取り組みをしなければならないという中で、このシイタケ、タケノコについて、本県の生産を拡大し、また付加価値を拡大していくためにどのような取り組みをしているか示してください。

#### □ 答弁（森林経営課長）

委員おっしゃるように、本県のタケノコは全国第二位の生産を誇っております。タケノコといいますのが、鹿児島の銘柄というのが早掘りタケノコという十一月からとれ出したものが全国に出ます。それが銘柄確定をしたというのが大きいものでございます。値段的にもキロ二千元から三千元ぐらいするものでございます。中国産の輸入物といいますのは、よく言う加工タケノコ、水煮というものでございます。キロにすると二百円とか、原材料はそういうような価格になります。今の市場の生産性といいますと、その早掘りタケノコというのは市場ができ上がっております。関西、関東の市場から生産すれば持ってきてくれというような状況でございます。

タケノコというのは、裏年と表年という毎年繰り返しております。去年は裏年でございまして、非常にタケノコが出なくて苦勞いたしました。本年度は、打って変わって表年でございます。約二倍ぐらいの生産が今、早掘りできております。我々としては、その生産量をどういうふうにして上げていくかというのが一つの課題として今、取り組んでおります。

やはり高齢化になっておりますので、そういう面をどういうふうにするのか。それと早掘りをするにはやはり竹林の整備というのが出てきておりますので、それをどのように進めていくか、それを課題としております。

原木シイタケ、シイタケといっても原木と菌床シイタケ二つございます。本県は原木シイタケの生産というので頑張っているところでございます。原木シイタケの生産量というのは全国に比べますと、大分県、宮崎県、隣県が非常に多うございます。本県の生産規模が小さいということで生産量は全体に比べてすごく少ないという状況でございます。主に県内産、県内で消費されるというふうに思っております。干しシイタケについては、全国のところに出ておりますが、生産量が少ないということがありまして、鹿児島県産という銘柄で出ていくのは県内の一部の、ま、言えば、おいどん市場でございますけれども、ああいうところで売られていて、全体の宮崎産、大分産の干しシイタケを混ぜまして、国産という格好で関西、関東のほうには売られている状況でございます。

ですから、我々としては、原木シイタケが徐々に需要が減ってございます。そういうのが消費者の皆さんがやはりなかなか干しシイタケを戻して使っていないというのがございます。そういうのもありまして、まず需要の喚起をということで、いろんなPRを今行っています。今週の土日、おいどん市場でありますけど、しいたけ祭りというものをやることになりまして、そういうものを使いまし

て、需要の喚起をしていこうということで、そういう方法で取り組んでいるところでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

タケノコのほうは早掘りということである程度のブランド化、そして市場形成、開拓ができているということで今後の課題が、とにかく持っていけば売れるということは、とにかくつくって、たくさんつくれるという方向性がわかりましたので取り組んでいただきたいと思います。

また、シイタケのほうは、今の答弁でもありました。とにかく需要の喚起、まずシイタケを食べてもらうというお答えがありましたので、そちらのほうも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上です。